(以下に掲げる文案は、あくまでも標準例であり、事業者グループの場合等状況に応じて、各条項が変更・追加となることがあります。)

# 第 20 回アジア競技大会選手村後利用事業 基本計画協定(案)

愛知県(以下、「甲」という。)、名古屋市(以下、「乙」という。)、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会(以下、「丙」という。)及び〇〇〇(以下、「丁」という。)は、第20回アジア競技大会選手村後利用事業(以下、「本事業」という。)に関し、次のとおり、第20回アジア競技大会選手村後利用事業基本計画協定(以下、「本基本計画協定」という。)を締結する。

なお、本基本計画協定において用いられる用語の定義は、本文中において明示されているものを除き、 甲及び乙(以下、「甲・乙」という。)が令和2年10月12日付けで公表した、第20回アジア競技大会 選手村後利用事業者募集要項における定義と同一とする。

#### (目的)

- 第1条 本基本計画協定は、甲・乙、丙及び丁において、後利用事業基本計画に合意し、記載の事業(以下、「後利用事業」という。)の確実な履行を確認すると共に、本事業と選手村整備等の円滑な実施に必要な諸手続に係る事項を確認することを目的とする。1
- 2 丁は、後利用事業基本計画の実施に際して、疑義が生じた場合は、速やかに甲・乙と協議を行い、 誠実にこれに対処するものとする。

#### (後利用事業の履行)

第2条 丁は、後利用事業基本計画及び募集要項等に従って後利用事業を実施しなければならない。

### (後利用事業基本計画の変更)

第3条 丁は、甲・乙の書面による承認がない限り、後利用事業基本計画の変更をしてはならない。

- 2 法制度の変更など止むを得ない事由により、後利用事業基本計画を変更する必要が生じた場合は、 丁は、甲・乙に対し、後利用事業基本計画の変更を申し入れることができる。
- 3 丁は、後利用事業基本計画を変更する場合には、選手村の整備に支障の無い範囲としなければならない。
- 4 後利用事業基本計画の変更に伴い、丙が策定する選手村施設計画の変更を必要とする場合は、丁は、甲・乙及び丙と協議をしなければならない。
- 5 丙は、選手村施設計画を変更しようとする場合(変更に伴い、後利用事業基本計画の変更を必要と する場合に限る。)は、あらかじめ甲・乙及び丁と協議をしなければならない。

<sup>1</sup> 丁が事業者グループの場合、構成員の一部が脱退した場合の代替事業者を選定する努力義務に関する 規定や、甲・乙及び丙と丁の構成員間の調整業務を代表法人が行うなどの規定を追加することを予定し ています。なお、構成員全員が記名押印することを予定しています。

- 6 甲・乙は、丁に対し、合理的な範囲内で後利用事業基本計画の変更を求めることができる。
- 7 甲・乙は、後利用事業基本計画の変更を承認するにあたっては、当該変更が提案事業の趣旨を損な わず、合理的なものと認められることを要件とする。

# (土地売買契約等)

- 第4条 甲・乙及び丁は、本基本計画協定締結後、速やかに、土地売買契約書及び保留地売買契約書又は 定期借地権設定合意書及び公有財産無償貸付契約書(以下、「土地売買契約等」という。)を締結するも のとする。ただし、甲・乙が次条の規定に基づき、当該土地売買契約等を締結しない場合は、この限り でない。
- 2 丁は、前項の土地売買契約等の締結に向け、必要な協力を行うものとする。

# (土地売買契約等の不締結)

- 第5条 丁が土地売買契約等を締結するまでの間、甲・乙は、丁が次の各号のいずれかに該当した場合は 土地売買契約等を締結しないことができる。
  - (1) 提案書類に虚偽の記載があったことが明らかになったとき。
  - (2) 甲・乙が本事業の契約候補者の決定するにあたり、丁が公平性を損なう行為を行ったとき。
  - (3) 本事業に関して、公正取引委員会が、丁に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (4) 本事業に関して、公正取引委員会が、丁に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項 (同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付 命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が 独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
  - (5) 本事業に関して、公正取引委員会が、丁に独占的状態があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
  - (6) 本事業に関して、丁(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - (7) 本事業に関して、丁(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
  - (8) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2

条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

- (9) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質 的に関与していると認められるとき。
- (10) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しく は運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (11) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (12) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (13) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

### (存続期間)

- 第6条 本基本計画協定の存続期間は、本基本計画協定が締結された日を始期とし、令和〇年〇月〇日 (後利用事業基本計画に定める用途に供さなければならない期日。以下、「指定期日」という。)の翌日 から 10 年間を経過する日まで〔定期借地方式を選択した場合は、定期借地権存続期間の満了日まで〕 (以下、「指定用途期間」という。)とする。
- 2 前項の定めにかかわらず、甲・乙が、土地売買契約等が締結に至らないことが明らかになったと認めた場合には、甲・乙が土地売買契約等の締結不調を丁に通知した日をもって、本基本計画協定は終了するものとする。
- 3 本基本計画協定の存続期間の終了にかかわらず、第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 23 条及び第 24 条の規定の効力は存続する。

### (地位の譲渡)

- 第7条 丁は、甲・乙による承認があった場合を除き、本基本計画協定上の地位及び権利義務(以下「本基本計画協定上の地位等」という。)を第三者に譲渡し、又はその他の処分をしてはならない。
- 2 前項に定める譲渡等は、本基本計画協定が締結された日から指定期日までの期間は、後利用事業基本計画に記載されている場合を除くほかは、これを認めないものとする。
- 3 第 1 項による譲渡等にあたっては、本基本計画協定に定める甲・乙、丙及び丁間の一切の権利義 務関係を本基本計画協定上の地位等を譲り受ける第三者に承継する条項が含まれなければ、甲・乙 は、承認を行わないものとする。<sup>2</sup>

# (遵守事項)

第8条 丁は、後利用事業の実施にあたっては、関連法令を遵守するものとする。

2 丁は、建築基準法に規定する建築物の建築に関する確認の申請書を提出する際は、あらかじめ申請

<sup>2</sup> 丁が事業者グループの場合、代表法人の地位の譲渡は認めないという規定を追加することを想定。

内容の概要について甲・乙に書面で届け出なければならない。

# (経営状況の報告)

- 第9条 甲・乙は、丁に対し、後利用事業に関して、経営状況の報告を求めることができ、丁は、これに 応ずるものとする。
- 2 前項の経営状況の報告は、別途甲・乙が指示する様式等に基づいて行うものとする。

### (近隣対応・対策)

- 第10条 丁は、自己の責任及び費用で、騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他後利用事業が近隣 の生活環境に与える影響を勘案して、必要な近隣対応・対策を実施し、甲・乙に事前にその内容及び事 後にその結果を報告しなければならない。
- 2 甲・乙は、丁からの要請がある場合、丁による近隣対応・対策に対し必要な協力を行うものとする。
- 3 近隣対応・対策により丁に生じた損害については、丁がこれを負担するものとする。

# (関連事業への協力)

- 第11条 丁は、甲・乙が行う都市基盤整備、丙が行う選手村整備及び愛知県競馬組合が行う競馬事業の関連事業に係る必要な協議を、甲・乙及び丙と緊密に連携して行うものとする。
- 2 丁は、関連事業について、事業計画や工事管理等必要な情報提供や工程調整に協力するものとする。

#### (準備行為)

第12条 丁は、土地売買契約等の締結前にも、自己の費用と責任において本基本計画協定の履行に関し必要な準備行為を行うことができ、甲・乙及び丙は必要かつ合理的に可能な範囲で、丁に協力するものとする。

### (履行の調査等)

第13条 丁は、甲・乙が、本基本計画協定の履行に関して調査をする場合は、これに協力するものとし、 後利用事業の実施に関して、報告を求め、又は必要な資料を求めた場合は、これに応ずるものとする。

#### (甲・乙に対する通知義務)

- 第14条 丁は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、直ちに、その旨を甲・乙に書面で通知 するとともに、本基本計画協定の履行に関して、速やかに甲・乙と協議しなければならない。
  - (1) 住所、名称、定款若しくは寄付行為、代表者又は主たる事務所の所在地を変更したとき
  - (2) 解散し、若しくは合併したとき又は、営業を停止し、廃止し、若しくは譲渡したとき
  - (3) 滞納処分、強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は競売の申立てを受けたとき
- (4) 企業担保権の実行、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て(自己申立てを含む。)があったとき
  - (5) 特別清算開始の申立てがあったとき

- (6) 後利用事業基本計画に基づき、後利用施設を建設し、後利用事業の用に供することが不可能であることが明らかになったとき
- (7) 手形不渡り、事実上の倒産、長期の活動停止、上場廃止、有価証券報告書の虚偽記載など、後利 用事業の実現・継続に重大な支障となるような信用不安事由が発生したとき
- (8) 前各号に定めるもののほか、後利用事業の実施及び継続が困難となるような事態が発生したとき

# (解除)

第15条 本基本計画協定の各条項に違反する事実があり、甲・乙の催告にもかかわらず丁がこれを是正しない場合、土地売買契約等が解除された場合又は、丁が第5条各号のいずれかに該当した場合は、甲・乙は本基本計画協定を解除することができる。

### (違約金)

- 第16条 丁が丁の責めに帰すべき事由により第4条に違反した場合又は第5条により、甲・乙が土地売 買契約等を締結しない場合には、丁は、金〇〇〇円3の違約金を甲・乙に支払わなければならない。
- 2 丁が本基本計画協定に定める義務に違反した場合(前項の場合を除く。)は、甲・乙は金〇〇〇円 4の違約金を丁に対して請求することができる。
- 3 前 2 項に定める違約金支払事由が、土地売買契約等による各違約金事由と重複する場合は、甲・ 乙はいずれか一方を選択して違約金を丁に支払わせるものとし、丁が当該違約金を支払った場合は、 甲・乙が選択しなかった違約金請求権は消滅する。
- 4 第1項及び第2項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈せず、違約金とは別に、次 条に定める損害賠償請求を行うことを妨げない。

#### (損害賠償)

第17条 甲・乙は、丁が本基本計画協定に定める義務を履行しないため損害を受けた場合は、その損害の 賠償を請求することができる。

# (費用)

第18条 本基本計画協定締結に関して、書類の作成費用、協議を行った際に生じた費用等は、丁の負担とする。

# (秘密保持)

- 第19条 甲・乙、丙及び丁は、本基本計画協定又は本事業に関する事項につき知り得た情報について、他の当事者の事前の書面による承認を得ることなく第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。
  - (1) 甲・乙が、愛知県情報公開条例(平成12年3月愛知県条例第19号)又は名古屋市情報公開条

<sup>3</sup> 土地売買契約相当額の 100 分の 30 に相当する金額を予定しています。なお、事業者グループの場合は、連帯して支払う旨を規定することを予定しています。

<sup>4</sup> 土地売買契約相当額の100分の10に相当する金額を予定しています。なお、事業者グループの場合は、連帯して支払う旨を規定することを予定しています。

例(平成12年4月名古屋市条例第65号)に基づき開示する場合

(2) その他、甲・乙、丙又は丁が法令に基づき開示する場合

# (著作権等)

- 第20条 甲・乙は、後利用事業基本計画について、甲・乙の裁量により無償で利用する権利(公表、改変、 複製、展示、頒布、翻案する権利を含む。以下本条及び次条において同じ。)を有するものとし、その 権利は、本基本計画協定の終了後も存続する。
- 2 後利用事業基本計画が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第2条第1項第1号に規定する著作物 に該当する場合における著作権の権利の帰属については、同法に定めるところによる。
- 3 後利用事業基本計画が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合における著作者の権利に関して、丁は、あらかじめ、甲・乙の書面による承認を得た場合を除き、次の各号の行為を自ら行い、又は著作権者をして行わせてはならない。
  - (1) 著作権法第19条第1項、第20条第1項、第25条、第26条第1項、第26条の2第1項、 第26条の3に規定する権利の行使
  - (2) 著作権の譲渡及び承継

### (著作権の侵害の防止)

第21条 丁は、甲・乙が後利用事業基本計画を利用する行為が、第三者の著作権を侵害するものではない ことを甲・乙に保証する。

#### (変更の協議)

第22条 甲・乙、丙及び丁は、特別な事情及びその他想定し得ない事情が生じた場合は、協議により本事業の日程その他本事業の事業条件を変更することができるものとする。

#### (準拠法及び裁判管轄)

第23条 本基本計画協定は、日本国の法令及び甲・乙の定める条例に従って解釈されるものとし、本基本 計画協定に関する一切の紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

# (疑義の決定)

第24条 本基本計画協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本基本計画協定の解釈 に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲・乙、丙及び丁が協議の上、これを定めるものとする。

# (書面による承認)

第25条 丁は、本基本計画協定の定めるところにより、甲・乙の承認を必要とする行為をしようとする場合は、行為の内容及び行為の理由等を詳細に記載した承認依頼書を、甲・乙に提出しなければならない。

#### (支払方法)

第26条 本基本計画協定において丁が甲・乙に金銭を支払う必要がある場合、丁は、甲・乙にそれぞれ等

しい割合で支払うものとする。

# (条文以上)

上記の契約の締結を証するため、本書4通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県

代表者 愛知県知事 【氏名】印

乙 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号名古屋市代表者 名古屋市長 【氏名】印

丙 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会 会長 【氏名】印

丁【住所】

【法人名】

【役職】

【氏名】印